

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年3月25日	
【会社名】	アース製薬株式会社	
【英訳名】	Earth Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO(兼)グループ各社取締役会長 川端 克宜	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目12番地1	
【電話番号】	東京03(5207)7451(代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経営戦略本部本部長 郷司 功	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田司町二丁目12番地1	
【電話番号】	東京03(5207)7458(直通)	
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部 経営戦略部 次長 山本 壮平	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	298,248,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) アース製薬株式会社 中日本支店 (名古屋市中区丸の内三丁目14番32号) アース製薬株式会社 関西支店 (大阪府中央区大手通三丁目1番2号) アース製薬株式会社 坂越工場 (兵庫県赤穂市坂越3218番地12)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、第100期事業年度(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)の有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に2024年 3月25日付で提出いたしました。これに伴い、2024年 3月22日付で提出した有価証券届出書の記載内容(添付書類を含む)について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類の一部を差し替え及び削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第 1 参照書類

第 2 参照書類の補完情報

(添付資料の差替え)

新たな事業年度にかかる有価証券報告書を提出したことに伴い、2024年 3月22日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

2023年12月期(2023年 1月 1日から2023年12月31日まで)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第99期事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日) 2023年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

第100期第1四半期事業年度(自2023年1月1日 至2023年3月31日) 2023年5月12日関東財務局長に提出

第100期第2四半期事業年度(自2023年4月1日 至2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出

第100期第3四半期事業年度(自2023年7月1日 至2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2024年3月22日)までに提出した臨時報告書は以下のとおり。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年3月27日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2024年1月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)提出日以降、本有価証券届出書の提出日(2024年3月22日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第100期事業年度(自2023年 1 月 1 日 至2023年12月31日) 2024年 3 月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 3 月25日)までに提出した臨時報告書は以下のとおり。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2024年 3 月25日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 3 月25日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。